



普通二種免許で 一般教育訓練給付制度をご利用できます



雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度です。

対象の講座を受講し修了した場合、

支払った教育訓練費の**20%**(上限10万円)に相当する額がハローワークより支給されます。

宇都宮戸祭自動車教習所では**“普通二種免許”**が対象です。

支給条件

- ・在職者又は離職後1年以内の方
- ・雇用保険に原則として3年以上(初めての場合は1年以上)加入している方
- ・3年以内に給付を受けていない方

ご利用の流れ

- 1 管轄のハローワークで受給資格を確認**
ハローワークでこの制度を利用したいことをお伝えいただき、受給資格を確認してください。
「教育訓練給付金支給要件回答書」にて受給資格の有無を確認いただけます。
- 2 入所・受講開始**
「運転免許証」「料金」「教育訓練給付金支給要件回答書」をご持参の上、ご来所ください。
※運転免許証の暗証番号(4桁+4桁)が必要になります。不明な方は本籍が記載されている住民票をお持ちください。
- 3 受講修了**
すべての受講が修了した後に、受給申請に必要な書類をお渡します。
- 4 管轄のハローワークへ申請**
受講修了後1か月以内に管轄のハローワークへ受給申請してください。
- 5 給付金の支給**
後日ハローワークからご指定の口座に給付金が振り込まれます。

※混雑状況等により受け入れ出来ない時期もございます

詳しくはお気軽にお問合せください。

